



重症心身障害児者のための生活機能評価表

Life Inventory to Functional Evaluation

Preliminary version

スコアリングマニュアル

Part I : 生命維持機能

- ※このパートでは、呼吸器感染および発熱の既往、呼吸機能、摂食・嚥下機能、消化・排泄機能、睡眠・意識機能について評価します。
- ※データが算出できないので、すべての項目について教えてください。
- ※評価は、診療録等の記録からの情報収集、評価者の観察、および保護者や介護者等からの聞き取りによって行います。
- ※各項目の採点基準にしたがって採点してください。
- ※評価開始から評価終了までの期間は2週間を上限とします。

A. 呼吸器感染および発熱の既往

1. 肺炎や気管支炎などの呼吸器感染になった回数

- (3) 最近 4 か月間で 0 回
- (2) 最近 4 か月間で 1 回
- (1) 最近 4 か月間で 2 回
- (0) 最近 4 か月間で 3 回以上

※この 4 か月間で抗生剤による治療（輸液を含む治療）を必要とした肺炎や気管支炎などの下気道感染になった回数。

※1 回の呼吸器感染が治癒しない間に、新たに呼吸器感染が発症した場合（気管支炎から肺炎になった場合など）には、回数は加算されず 1 回となる。

2. 38.5℃以上の高熱が出た回数

- (3) この 4 か月間で 0 回
- (2) この 4 か月間で 1 回
- (1) この 4 か月間で 2 回
- (0) この 4 か月間で 3 回以上

※高熱となった原因は問わない（高熱となる原因が多様なため。呼吸器感染や消化器感染、尿路感染等の感染症に伴う発熱、および、こもり熱や筋緊張亢進による発熱も対象とする）。

※熱が下がりきらない間に、再度高熱が出た場合には、回数は加算されず 1 回となる。

B. 呼吸機能

3. 動脈血酸素飽和度(SpO₂) モニターの使用頻度

- (3) 普段の生活において、動脈血酸素飽和度（SpO₂）モニターを使用することはない
- (2) 普段の生活において、毎日ではないが、動脈血酸素飽和度（SpO₂）モニターを使用することがある
- (1) 普段の生活において、1 日に一定の時間、動脈血酸素飽和度（SpO₂）モニターを使用している
- (0) 普段の生活において、終日、動脈血酸素飽和度（SpO₂）モニターを使用している

※「普段の生活」とは、抗生剤による治療を必要とする急性の感染症やそれに伴う発熱等により健康状態が損なわれていない状態にあり、かつ、日常的に過ごす場所での生活とする。

※「一定の時間」とは、夜間睡眠時や食事時、余暇活動時、休息時などの生活上で区切られた時間帯とする。

※(2)の例としては、分泌物の増加や筋緊張亢進により気道閉塞がある場合や、けいれん発作が頻回に起こり SpO₂ をモニターしている場合など、毎日ではないが一時的に SpO₂ をモニターすることがある状況が挙げられる。

※(1)の例としては、日中 SpO₂ をモニターする必要はないが、夜間睡眠時に無呼吸になる場合や、食事時に SpO₂ をモニターするなど、毎日一定の時間、SpO₂ をモニターすることがある状況が挙げられる。

4. 日中の動脈血酸素飽和度（SpO₂）モニターの値

- (3) 普段の生活において SpO₂ は 95%以上で安定している(SpO₂ が 95%未満になることはない)
- (2) 普段の生活において SpO₂ が 95%未満の状態となることがあるが 90%未満になることはない
- (1) 普段の生活において SpO₂ が 90%未満になることが、時々ある (10%未満)
- (0) 普段の生活において SpO₂ が 90%未満になることが、よくある (10%以上)

※夜間の動脈血酸素飽和度（SpO₂）の値は評価対象としない。

※人工呼吸器または／と酸素投与による呼吸管理下でない状況での値を評価対象とする。

※人工呼吸器または／と酸素投与による呼吸管理を行っている場合、点数は（0）となる。

※(1)と(0)の判断基準は、SpO₂ が 90%未満になることが 30 分の間に 5 回以上または 30 分の間に 10%（3分以上）あるか、ないかで判断される。日中のいずれかの時間帯で 30 分の間に 5 回以上または 30 分の間に 10%（3分以上）ある場合、(0)となる。

※SpO₂ の低下が疑われるが、実際の値がモニターによって把握されていない場合があるかもしれない。その場合には、実際に計測し、その値を評価対象とする。

5. 呼吸管理の程度

- (3) 普段の生活において人工呼吸器、酸素投与、気道確保（エアウェイ、ポジショニング）によるいずれの呼吸管理も行っていない
- (2) 普段の生活において 1 日に一定の時間、気道確保（エアウェイ、ポジショニング）による呼吸管理を行っている。しかし、人工呼吸器または酸素投与は行っていない
- (1) 普段の生活において 1 日に一定の時間、人工呼吸器と／または酸素投与による呼吸管理を行っている
- (0) 普段の生活において終日、人工呼吸器と／または酸素投与による呼吸管理を行っている

※人工呼吸器、酸素投与、気道確保(エアウェイ、ポジショニング)による呼吸管理を評価対象とする。

※気管切開をしている場合、(1)とする。ただし、気管切開をしており、終日、人工呼吸器と／または酸素投与による呼吸管理を行っている場合、(0)とする。

※呼吸管理以外の目的（変形・拘縮の予防等）で行っているポジショニング等は評価対象としない。

6. 日中の喘鳴の有無

- (3) 普段の生活において喘鳴はない
- (2) 普段の生活において喘鳴があるが、毎日はない
- (1) 普段の生活において喘鳴が毎日あるが、常にはない
- (0) 普段の生活において喘鳴が常にある

※夜間の喘鳴の有無は評価対象としない。

※「喘鳴」とは、呼吸により吸気と呼気が気管を通る際につくられる音で、①痰や唾液、鼻汁、食物残渣が気道・喉頭・咽頭に貯留している時、②下顎の後退や舌根沈下、気管喉頭軟化、アデノイド肥大により気道が閉塞している時、③喘息により気管・気管支が狭窄している時などに喉や胸で聴かれる。

音の聴こえ方は原因や場所によって様々であり、「ヒューヒュー」、「ゼーゼー」、「ゼロゼロ」、「ゼコゼコ」、「ゲーゲー」、「ガーガー」、

「ゴーゴー」と聴かれる。

7. 咳による分泌物の喀出機能

- (3) 咳によって口腔内まで分泌物を上げてくることができ、自ら吐き出したり、飲み込んだりして適切に処理できる
- (2) 咳によって口腔内まで分泌物を上げてくることのできる、しかし、自ら吐き出したり、飲み込んだりして適切に処理できない(口から出してあげることや口腔内の吸引を必要とする)
- (1) 咳をすることができる、しかし、口腔内まで分泌物を十分に上げてくることのできない(咽頭、気管の吸引や気道粘液除去装置：カフアシスト[®]などによる喀出補助を必要とする)
- (0) 貯留していても、全く咳はみられない

※ここでいう分泌物とは、痰や唾液、鼻汁を指す

※(1)と(2)の区別は、頻度の多い方を採点する。

※(0)と(1)の区別は、咳が少しでもできれば点数は(1)とする。

※まれに気管切開をしていても、ほとんど自力で痰を喀出できる場合がある。その場合、吸引や機器による喀出補助を行うよりも自力で喀痰する方の頻度が高ければ(3)に該当するものとする。

8. 分泌物の吸引(または、排痰介助)を行う回数

- (3) 分泌物の吸引(または排痰介助)は行っていない
- (2) 1日に1回~5回、または、普段の生活では行っていないが感染等の時には吸引(または排痰介助)を行う
- (1) 1日に6回以上(1時間に1回未満)、吸引(または排痰介助)を行う
- (0) 1時間に1回以上、吸引(または排痰介助)を行う

※「排痰介助」には徒手による介助および機器による介助を含む。

※痰の吸引(または、排痰介助)を行う回数は日によって大きく異なるかもしれない。その場合には、複数回の観察や確認に基づいて、回数を平均して評価する。

C. 摂食・嚥下機能

9. 一日の必要量の栄養摂取に要する合計時間

- (3) 1日に3時間未満
- (2) 1日に3時間以上6時間未満
- (1) 1日に6時間以上
- (0) 1日に6時間以上かけても、必要量の栄養(カロリー)摂取ができていない

※栄養摂取の方法は問わない。(自力摂取、経管を含む)

※医師によって処方された必要量の栄養(カロリー)が摂取できない、または、体重が減少傾向にある場合は(0)となる。設定された栄養(カロリー)がダイエットの目的であり、体重が減少している等の特異な場合は、処方された範疇であれば、(0)とはなら

ない。

10. 栄養摂取の方法

- (3) 栄養摂取はすべて経口による
- (2) 栄養摂取は経口と経管を併用している
- (1) 栄養摂取はすべて経管栄養による
- (0) 栄養摂取は経静脈栄養による

※「経管」には、鼻チューブ、胃瘻、腸瘻を含む

11. 固形物および半固形物の経口摂取における咀嚼・嚥下機能

- (3) 一口大のもの、きざみを含む食材を適切に食べることができる
- (2) 軟食（舌や歯茎で押しつぶせる）を適切に食べることができる
- (1) ペースト食または嚥下食を適切に食べることができる
- (0) いかなる食形態も適切に食べることができない

※「適切に食べる」とは、誤嚥や誤嚥が疑われる徴候がなく食べられる状態である。

※誤嚥が疑われるが明らかではなく、医学的に問題ないと判断されている場合、または経過観察中の場合、「適切に食べる」範疇として採点する。

12. 水分（液体）の経口摂取における嚥下機能

- (3) 水分（液体）を適切に連続飲みすることができる
- (2) 水分（液体）を一口ずつ適切に飲むことができる
- (1) 増粘剤によって調整された、または、ゼリー状の水分（液体）を適切に飲むことができる
- (0) いかなる形態においても適切に飲むことができない

※「適切に飲む」とは、誤嚥や誤嚥が疑われる徴候がなく飲める状態である。

※誤嚥が疑われるが明らかではなく、医学的に問題ないと判断されている場合、または経過観察中の場合、「適切に飲む」範疇として採点する。

D. 消化・排泄機能

13. 嘔吐の有無

- (3) 普段の生活において嘔吐はない
- (2) 周期的ではないが普段の生活において嘔吐することがある
- (1) 周期的に嘔吐（血性嘔吐でない）がある
- (0) 周期的に血性嘔吐がある

※「周期的」とは、ここでは1ヶ月間の内に繰り返される状況とする

※ここで言う周期的な嘔吐とは、いわゆる周期性嘔吐症（アセトン血性嘔吐症／自家中毒症）とは異なり、胃食道逆流症であることが多い。

14. 排便のコントロール

- (3) 普段の生活において下剤を使わずに3日に1回以上、排便がある
- (2) 普段の生活において下剤を使って3日に1回以上、排便がある
- (1) 下剤のみでのコントロールは難しく、浣腸等によって3日に1回以上、排便がある
- (0) 下剤、浣腸等によっても排便が困難で摘便している、または排便は3日に1回未満である

※人工肛門（ストーマ）を増設している場合には、スコアは(0)となる。

※(3)から(0)の内、最もあてはまる頻度のものを1つ選択して得点する。

E. 睡眠・意識機能

15. 睡眠機能

次の①～③のうち、1週間に2日以上あることが固定化している項目すべてに○をつけ、その上で採点して下さい。

- ① 覚醒から睡眠への移行が困難であり、寝付くのに1時間かかる（入眠困難）
- ② 睡眠の維持が困難であり、夜間に2回以上目覚める（中途覚醒）
- ③ 睡眠が夜間にまとまっていない（睡眠-覚醒リズムの障害）

- (3) なし
- (2) ①～③のうち、1つ
- (1) ①～③のうち、2つ
- (0) ①～③のすべて

※遷延性意識障害により昏睡状態にある場合や、覚醒した状態（目覚めた状態）が一日のうちにみられない場合には、得点は「0」となる。

※「覚醒した状態」の判断は、眼瞼運動を伴って開眼している、四肢の随意運動がみられる、発声のいずれかがみられることを基準とする。以下、この基準に従う。

16. 意識機能

- (3) 大きな声で話しかけたり、体を大きく動かしたりするような強い刺激がなくても、日中の生活環境における刺激下で1時間以上、覚醒した状態を維持できる
- (2) 日中の生活環境下において1時間以上の覚醒状態を維持することに困難さがあるが、大きな声で話しかけた

り、体を大きく動かしたりするような強い刺激があれば、その時は覚醒できる

- (1) 日中の生活環境下において 1 時間以上の覚醒状態を維持することに困難さがあり、大きな声で話しかけたり、体を大きく動かしたりするような強い刺激があっても、その時に覚醒できる時とできない時がある
- (0) 日中の生活環境下において 1 時間以上の覚醒状態を維持することに困難さがあり、大きな声で話しかけたり、体を大きく動かしたりするような強い刺激があっても覚醒できない

※(3) と (2) の区別は、頻度のより多い方を採点することとする。

※(1)は、大きな声で話しかけたり、体を大きく動かしたりするような強い刺激があれば覚醒できることが一度でもみられれば採点される。

Part II : 姿勢と運動

※このパートでは、背臥位、腹臥位、座位、立位における姿勢の保持と変換、頭部と四肢の運動、および、上肢と手の機能的運動について評価します。特定の姿勢と運動について「している」遂行度ではなく、「できる」能力を評価します。

※データが算出できないので、すべての項目について教えてください。

※すべての項目について、評価者の観察および直接的な評価、保護者や介護者からの聞き取りにて、本人が「できる」と確認した点数にチェックしてください。

※行ったことのない項目については、実際に評価を行い(危険を伴うと判断される場合には実施しない)、「できる」と確認できればその点数にチェックします。

※実際の状況において、能力が常に発揮できるとは限りません。この場合、評価期間(2週間)の内に1回でも「できる」ことが確認されれば、その点数を採点します。

※各項目の採点基準にしたがって採点してください。

※このパートでは、評価の基準として随意的な運動が可能かどうかの文言が含まれています。随意的な運動とは、自らの意思によって行われる運動のことです。例えば、寝返りでは、姿勢を変えようとして背臥位から腹臥位になる運動は随意的ですが、寝返ろうという意思はなく、全身的な筋緊張の亢進により体を反り返らせた結果、偶然に背臥位から腹臥位になった場合は随意的ではありません。随意的な運動か否かの評価には、注意深い観察が必要となります。以下の評価項目において、随意的な運動の解釈はこれに準ずるものとします。

※評価開始から評価終了までの期間は2週間を上限とします。

A. 背臥位における姿勢と運動

17. 背臥位における姿勢の保持と変換

- (3) 背臥位から腹臥位に随意的に姿勢を変換することができる
- (2) 背臥位から腹臥位の途中まで随意的に寝返ろうとする(腹臥位に寝返ろうとする運動が少しでもみられればよい)
- (1) 背臥位から随意的に姿勢を変換しようとする運動は見られないが、覚醒時に安静な背臥位姿勢を20分以上保持できる
- (0) 覚醒時に安静な背臥位姿勢を20分以上保持することができない

※高度の全身性の変形や筋緊張の亢進等により、床上に寝た姿勢が一般的な背臥位姿勢とは言い難く、側臥位に近い姿勢をとっている場合があるかもしれないが、ここでは背臥位の範疇とする。

※(2)と(1)の区別は、寝返ろうとする運動がみられるかどうかで判断される。少しでも寝返ろうとする運動がみられれば2点となる。ただし、寝返ろうという意思はなく、全身的な筋緊張の亢進により体を反り返らせた結果、偶然に背臥位から腹臥位になった場合には、(1)または(0)となる。

※ここでいう「安静な背臥位姿勢」とは、覚醒時であり肢位が変わるほどの筋緊張亢進や苦痛を伴わない背臥位姿勢とする。

※(1)と(0)の区別は、覚醒時に筋緊張亢進を伴わず背臥位姿勢を保持できるかどうかによって判断される。安静な背臥位を保持するために姿勢保持具の使用やポジショニングによっても制御しきれない筋緊張の亢進が認められる場合には(0)となる。

※筋緊張亢進により安静な背臥位姿勢が保持できず、それに対して頓服薬が使用されている場合(評価期間の2週間の内)にも、(0)となる。

18. 背臥位における頭部の運動

- (3) 頭部を随意的に空間に持ち上げることができる
- (2) 頭部を随意的に回旋することができ、再びもとの位置に戻すことができる
- (1) 頭部をわずかでも随意的に動かすことができる
- (0) 頭部の肢位は固定的である(運動がみられたとしても不随意的な運動や筋収縮のみである)

※頭部の随意的な運動は、通常、姿勢の変換や見ること、聴くことに関連して起こりうる。

※頭部を床面からわずかでも随意的に離すことができれば(3)とする。

※「頭部を随意的に回旋する」の基準として、頭部が正中位から右か左へ、あるいは、右(左)から正中位を超えて左(右)へ頭部を運動できることとする。

※随意的に動かすことはできるが、頭部を正中位に保持できない、または、右(左)から左(右)へ正中位を超えて頭部を動かすことができない場合は(1)となる。

19. 背臥位における骨盤および下肢の運動

- (3) 両側の下肢を曲げて下肢全体を随意的に空間に持ち上げることができる
- (2) 両側もしくは一側の下肢を曲げて随意的に少しでも身体の方へ引き寄せることができる(空間に持ち上げることはできず、踵がついたままでもよい)

- (1) 骨盤および下肢の一部をわずかでも随意的に動かすことができる
- (0) 骨盤および下肢の肢位は固定的である (運動がみられたとしても不随意的な運動や筋収縮のみである)

※「下肢を曲げる」とは股関節と膝関節を同時に屈曲することとする。

20. 背臥位における上肢の運動

- (3) 両側の上肢全体を同時に随意的に空間に持ち上げることができる
- (2) 一側の上肢全体を随意的に空間に持ち上げることができる
- (1) 上肢の一部を随意的に空間に持ち上げることができる
- (0) 上肢の一部も空間に持ち上げることができない

※両側の上肢全体を床面や体から離してわずかでも随意的に空間に持ち上げることができれば(3)となる。

※一側の上肢全体を床面や体から離してわずかでも随意的に空間に持ち上げることができれば(2)となる。

※前腕のみ床から持ち上げることや、肘を床面から離して (体に接触していてもよい) 持ち上げることができれば(1)となる。

B. 腹臥位における姿勢と運動

21. 腹臥位における姿勢の保持

- (3) 平らな床面で3分間、安静な腹臥位姿勢を保持できる
- (2) ポジショニングや姿勢保持具の使用により20分間、安静な腹臥位姿勢を保持できる
- (1) ポジショニングや姿勢保持具の使用により3分間、安静な腹臥位姿勢を保持できる
- (0) 安静な腹臥位姿勢を保持できない

※腹臥位の有用性の基準として、20分間の持続した姿勢保持を基準とした。

※腹臥位を保持できる能力の基準として、3分間の持続した姿勢保持を基準とした。

※ここでいう「安静な腹臥位姿勢」とは、覚醒時であり肢位が変わるほどの筋緊張亢進や苦痛を伴わない腹臥位姿勢とする。

22. 腹臥位における頭部の運動

- (3) 頭部を随意的に持ち上げておくことが10秒以上できる
- (2) 頭部を随意的に回旋することができ、再びもとの位置に戻すことができる
- (1) 頭部をわずかでも随意的に動かすことができる
- (0) 頭部の肢位は固定的である(運動がみられたとしても不随意的な運動や筋収縮のみである)

※頭部の随意的な運動は、通常、姿勢変換や見ること、聴くことに関連して起こりうる。

※腹臥位は「平らな床面」、または、「ポジショニングや姿勢保持具の使用」のいずれでもよい。開始肢位は頭部が支持面に接している状態とする。

※頭部を床面から離し、10秒以上保持することができれば(3)とする。

※「頭部を随意的に回旋する」の基準として、頭部が正中位から右か左へ、あるいは、右(左)から正中位を超えて左(右)へ頭部を

運動できることとする（「18. 背臥位における頭部の運動」の基準にあるように、頭部を元の位置に戻せなくてもよい）。

※随意的に動かすことはできるが、頭部を正中位に保持できない、または、右（左）から左（右）へ正中位を超えて頭部を動かすことができない場合は1点となる。

23. 腹臥位における支持機能

- (3) 四つ這い姿勢（頭部と胸部と骨盤を持ち上げる）を10秒以上保持できる
- (2) 頭部と胸部を床面から持ち上げることができ、10秒以上保持できる
- (1) 頭部と胸部、または、骨盤のみをわずかでも床面から離して持ち上げることができる
- (0) 肢位は固定的であり、支持のための随意的な運動はみられない（運動がみられたとしても不随意的な運動や筋収縮のみである）

※開始肢位は「平らな床面」での腹臥位とする。「21. 腹臥位における姿勢の保持」にて、3分間、安静な腹臥位姿勢を保持できないと評価されていれば、この項目は(0)となる。

※頭部と体幹を床面から離し、上肢と下肢で支えて10秒以上保持することができれば(3)とする。上肢と下肢での支えは、手と膝だけとは限らない、肘や足部について頭部と体幹が床面から離れ、10秒以上保持することができていれば(3)となる。

※(3)と(2)の区別は、体幹全体（胸部と骨盤）が床から離れているか、あるいは、頭部と胸部だけが離れているかで判断される。

24. 腹臥位における移動機能

- (3) 四つ這い、バニーホッピング等による床上での移動が1m以上できる
- (2) ずり這い等による床上での移動が1m以上できる
- (1) ずり這い等による床上での移動がわずかでもできる
- (0) ずり這い等による床上での移動はできない

※開始肢位は「平らな床面」での腹臥位とする。開始肢位は介助によってセットしてもよい。

※「21. 腹臥位における姿勢の保持」にて、3分間、安静な腹臥位姿勢を保持できないと評価されていれば、この項目は0点となる。

※「四つ這い、バニーホッピング等」の条件として、頭部と胸部と骨盤を空間に保持することを伴う床上での移動とする。「ずり這い等」では、頭部と胸部と骨盤を空間に保持できなくてもよい。

※(1)の条件として、腹臥位でわずかでも頭側に身体的位置が動かすことができればよい。

C. 座位における姿勢と運動

25. 座位における姿勢の保持

- (3) 平らな床またはベンチに座って上肢での支えなしに30秒以上座位姿勢を保持することができる
- (2) 平らな床またはベンチに座って上肢で支えれば30秒以上座位姿勢を保持することができる
- (1) 平らな床またはベンチに座って前方の台等にもたれて30秒以上座位姿勢を保持することができる
- (0) 平らな床またはベンチに座って前方の台等にもたれて30秒以上座位姿勢を保持することができない

※平らな床またはベンチのいずれかで、姿勢がより安定する座位姿勢を評価対象とする。

※いくつかの座り方があるが、殿部で体重が支持されていれば、いずれの座り方でもよい。

※頭部と体幹が外的に支持されていない状態で、ご本人が両上肢で支えずに姿勢が保持できれば(3)、上肢で支持して(上肢の一部でも支持に用いて)姿勢が保持できれば(2)となる。上肢の一部が他の体の部分に触れても(膝の上に手をおくなど)上肢で支持している状態とみなされる。

※平らな床またはベンチでは姿勢を保持することが困難な場合でも、前方に台等を置き、上肢と／または体幹や頭部の一部で、前方で支えて姿勢が保持できれば、(1)となる。体をもたれさせる前傾の角度は問わない。

※台等の大きさや高さ、形は問わない。

26. 座位における頭部の保持

(3) 体幹を介助または器具によって支えられて、頭部を持ち上げ 30 秒以上正中位に保持できる

(2) 体幹を介助または器具によって支えられて、頭部を持ち上げ 30 秒以上保持できる(頭部は正中位になくてもよい)

(1) 体幹を介助または器具によって支えられて、頭部を随意的に少しでも持ち上げることができる

(0) 体幹を介助または器具によって支えられても頭部を持ち上げようとする運動がみられない

※体幹を介助または器具によって支えられた座位の条件として、開始肢位は平らな床またはベンチで体幹を介助によって支えられた座位、または、車いすや座位保持装置等の姿勢保持具によって体幹を支えられた座位のいずれの座位姿勢でもよい。頭部は空間になければならない。

※(3)と(2)の区別は、床面に対して頭部を垂直に持ち上げ(矢状面上)、かつ、左右対称的に(正中位で、前額面上)頭部を 30 秒持ち上げることができれば(3)となる。床面に対して頭部を垂直に持ち上げることはできるが、左右対称的に頭部を保持できない場合には(2)となる。

※床面に対して頭部を垂直に持ち上げることはできないが、少しでも持ち上げることができれば(1)となる。頭部を持ち上げて後方に行き過ぎた時にも(1)が得点される。

27. 座位における体幹の支持と運動

(3) 上肢を使わずに、体幹を前後に動かすことができる

(2) 上肢を使って、体幹を前後に動かすことができる

(1) 体幹を介助によって支えられて、体幹を前後に動かすことができる

(0) 体幹を介助によって支えられても、体幹を前後に動かすことができない

※平らな床またはベンチのいずれかで、姿勢がより安定する座位姿勢を評価対象とする。

※いくつかの座り方があるが、殿部で体重が支持されていれば、いずれの座り方でもよい。

※(3)が得点されるには、頭部と体幹が介助や器具によって支持されず、上肢で支持せずに座位姿勢が保持でき、かつ、上肢を使わずに体幹を前後に動かすことができる必要がある。「体幹を前後に動かす」の基準として、体幹が矢状面上で垂直位に起きている状態から前(後)へ動かし、再び垂直位に起こすこと、あるいは、前(後)から垂直位を超えて後(前)へ体幹を動かし、再びもとの前(後)の位置に戻すことができることとする。

※(2)は、これらのことを上肢を使ってできた場合に得点される。

※(1)と(0)の区別は、介助によってこれらのことができるかどうかによって判断される。下肢伸筋の筋緊張の亢進や、股関節屈曲可動域制限により股関節が十分に曲がらず、介助によっても体を垂直位に起こすことができない場合は(0)となる。

28. 座位における上肢の運動

- (3) 頭部や体幹を支えられることなく座位姿勢を保持でき、両上肢を随意的に空間に持ち上げることができる
- (2) 頭部や体幹を支えられることなく座位姿勢を保持でき、一側上肢を随意的に空間に持ち上げることができる
- (1) 介助によって体幹を支えられて、上肢をわずかでも随意的に空間に持ち上げることができる
- (0) 介助によって体幹を支えられても、上肢をわずかでも随意的に空間に持ち上げることができない(運動がみられたとしても不随意的な運動や筋収縮のみである)

※平らな床またはベンチのいずれかで、姿勢がより安定する座位姿勢を評価対象とする。

※いくつかの座り方があるが、殿部で体重が支持されていれば、いずれの座り方でもよい。

※(3)が得点されるためには、両上肢を拳上し手部が肩の高さまで持ち上げることができる必要がある。

※(2)では、一側上肢を拳上し手部が肩の高さまで持ち上げることができる必要がある。

D. 立位における姿勢と運動

29. 立位における姿勢の保持

- (3) 台に手をついて、または、手すりを持って、立位姿勢を介助なしで 10 秒以上保持できる
- (2) 介助者が手部を支える程度の介助で立位姿勢を 10 秒以上保持できる
- (1) 介助者が体幹を支えれば下肢で支持して立位姿勢をとることができる
- (0) 介助においても下肢で支持することができない(部分的にも体重を下肢で支持することができない、全体重を介助して支える必要がある)

※(3)が得点されるには、頭部や体幹が台や手すりに触れることなく、また、手部以外の上肢の一部でも触れることなく下肢の支持と手の支えだけで立位姿勢を 10 秒保持する必要がある。

※(2)と(1)の区別は、バランスを助ける程度の介助か、体重を支える介助かで区別される。

30. 立位における下肢の運動

- (3) 介助または器具によって体幹を支えられれば、連続して 10 歩以上、交互に下肢を動かして前方に進むことができる
- (2) 介助または器具によって体幹を支えられれば、連続して 10 歩以上、下肢を動かして(交互でなくても、両側性や一側性の下肢の運動でもよい)前方に進むことができる
- (1) 介助または器具によって体幹を支えられれば、1~9 歩、下肢を動かして(交互でなくても、両側性や一側性の下肢の運動でもよい)前方に進むことができる
- (0) 介助または器具によって体幹を支えられても、下肢を動かして前方に進むことができない

※体幹を介助または器具によって支えられた立位の条件として、開始肢位は体幹を介助によって支えられた立位、または、歩行器等の器具によって支えられた立位のいずれの立位姿勢でもよい。

E. 上肢と手の機能的運動

31. 上肢のリーチ運動

- (3) 目標物に対して上肢でリーチでき、手の位置をもとに戻すことが確実にできる
- (2) 目標物に対して上肢でリーチすることは確実にできるが、手の位置をもとに戻すことは確実ではない
- (1) 目標物に対して上肢でリーチできるが確実ではない
- (0) 目標物に対してリーチすることはできない

※座位でも臥位でも姿勢条件は問わない。

※目標物の位置の条件として、距離や方向は問わない。少しでも手から離れた位置にあればよい。例えば、調整された位置にあるスイッチに対して手の位置を動かして確実に押すことができ、手の位置をもとに戻すことが確実にできれば(3)が採点される。

※「確実にできる」条件として、90%以上の割合で成功できることとする。

※不随意的な運動によって偶然に目標物に手が触れた場合は上肢でリーチできるとはみなさない。

32. 手の巧緻運動

- (3) スプーンやペン等の道具を持って操作することができる(食材をスプーンですくうことができる、紙にペンで書くことができる等)
- (2) 対象物を随意的に握ったり、離したりできる
- (1) 手指または手関節をわずかでも随意的に動かすことができる
- (0) 手指または手関節の随意的な運動はみられない(運動がみられたとしても不随意的な運動や筋収縮のみである)

※食材をスプーンですくうことができる、紙にペンで書くことができること等、道具を用いて少しでもその道具の使用に見合った操作ができれば(3)となる。

Part III : 日常生活場面における機能的活動

※このパートでは、目的をもった感覚的経験とその応用、コミュニケーション、日常生活活動動作、日常生活活動に関連することについて評価します。日常生活場面における機能的活動について、能力（「できる」こと）と遂行（「している」こと）を評価します。

※データが算出できないので、すべての項目について教えてください。

※すべての項目について、評価者の観察および実際の評価、保護者や介護者からの聞き取りにて評価してください。

※能力（「できる」こと）の評価に関しては、本人が「できる」と確認した内容に○をつけてください。実際の状況において、能力が常に発揮できるとは限りません。この場合、評価期間（2週間）の内に1回でも「できる」ことが確認されれば、その内容に○をつけてください。行ったことのない項目については、実際に評価を行い（危険を伴うと判断される場合には実施しない）、「できる」と確認できればその内容に○をつけてください。

※遂行度（「している」こと）の評価に関しては、行ったことのない内容については得点されません。1日に1回以上の頻度で「している」ことが確認されている内容について得点されます。

※ただし、項目38「要求の表出」、項目44「排泄管理」については、各項目の基準に準じて評価を行ってください。

※評価開始から評価終了までの期間は2週間を上限とします。

A. 目的をもった感覚的経験とその応用

33. 目的をもった視覚経験とその応用

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけ、○の数を数えて採点表に記載／入力してください。
また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① 光や動くものなど、はっきりとした視覚刺激に対して明確な反応を示す
- ② 人の顔や物など、ある対象と他の対象を視覚的に識別することができる
- ③ 1つの対象に持続的に視覚的注意を向け、その情報を認識することができる

- (3) 日常的に①～③のすべての能力を用いている
- (2) 日常的に①～③のうち2つの能力を用いている
- (1) 日常的に①～③のうち1つの能力を用いている
- (0) 日常的に視覚を用いていない

※②では、ある特定の対象に意図的に注意を向け、それを他の対象と識別する能力が示される必要がある。(例：家族の顔を見て笑顔になる、いくつかの対象から特定の好きなものを視覚的に識別して手を伸ばす、など)

※③では、環境上の物的あるいは社会的な刺激の質・量・強さの変化に意図的に注意を払い、その変化を認識する能力が示される必要がある。(例：テレビを見てその内容がわかる／他人の顔を見て嬉しそうにしているのがわかる、など)

※「日常的」とは、ここでは1日に1回以上の頻度とする。

34. 目的をもった聴覚経験とその応用

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけ、○の数を数えて採点表に記載／入力してください。
また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① 鈴の音や人の声など、はっきりとした聴覚刺激に対して明確な反応を示す
- ② 人の声や音楽など、ある対象と他の対象を聴覚的に識別することができる
- ③ 1つの対象に持続的に聴覚的注意を向け、その情報を認識することができる

- (3) 日常的に①～③のすべての能力を用いている
- (2) 日常的に①～③のうち2つの能力を用いている
- (1) 日常的に①～③のうち1つの能力を用いている
- (0) 日常的に聴覚を用いていない

※②では、ある特定の対象に意図的に注意を向け、それを他の対象と識別する能力が示される必要がある。(例：ある人の声と他の人の声の違いがわかる／好きな音楽がかかった時には笑顔になる、など)

※③では、環境上の物的あるいは社会的な刺激の質・量・強さの変化に意図的に注意を払い、その変化を認識する能力が示される必

要がある。(例：話を聞いてその内容が分かる／人の話し方によって感情を読み取ることができる、など)

※「日常的」とは、ここでは1日に1回以上の頻度とする。

35. 目的をもった手の感覚経験とその応用

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけ、○の数を数えて採点表に記載／入力してください。

また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① 触覚素材、振動、冷たさなど、はっきりとした手への感覚刺激に対して反応を示す
- ② 上肢の運動を介助して、対象物を手指や手掌で触ることを支援した際に、対象物を探るような手の動きがわずかでもみられる
- ③ 随意的に手指を動かして、対象物を手指や手掌で触ることができる

- (3) 日常的に①～③のすべての能力を用いている
- (2) 日常的に①～③のうち2つの能力を用いている
- (1) 日常的に①～③のうち1つの能力を用いている
- (0) 日常的に手の感覚を用いていない

※①では、上肢の運動を伴わなくてもよい。受動的な感覚刺激に対して感じられる明確な反応が示される必要がある。

※日常的に②や③の能力を用いていることが確認できれば、①の能力も用いているものとみなす。

36. 目的をもった口の感覚経験とその応用

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけ、○の数を数えて採点表に記載／入力してください。

また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① 濃い味や冷たさなど、はっきりとした口への感覚刺激に対して明確な反応を示す
- ② 食物や飲み物を口へ取り込むことや歯ブラシを介助した際に、舌の動きがわずかでもみられる
- ③ 味わうために舌を動かし、味を他の味と識別することができる

- (3) 日常的に①～③のすべての能力を用いている
- (2) 日常的に①～③のうち2つの能力を用いている
- (1) 日常的に①～③のうち1つの能力を用いている
- (0) 日常的に口腔の感覚を用いていない

※①では、口腔の運動を伴わなくてもよい。受動的な感覚刺激に対して感じられる明確な反応が示される必要がある。

※日常的に②や③の能力を用いていることが確認できれば、①の能力も用いているものとみなす。

B. コミュニケーション

37. 他者への関心

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① 他者の存在に気づく様子を示す（注意を向ける）
- ② 他者からの働きかけに対して応答する（声を出して応答する、視線を送る、手を伸ばすなど）
- ③ 自ら他者に働きかけ、やりとりする（声をかける、視線を送る、手を伸ばすなど）

- (3) 日常的に①～③のすべてを行っている
- (2) 日常的に①～③のうち、2つを行っている
- (1) 日常的に①～③のうち、1つを行っている
- (0) 日常的に①～③のすべて行っていない

※②では、「応答する」明確な行動（声を出して応答する、視線を送る、手を伸ばすなど）が示される必要がある。③では、自ら働きかけることと応答することの2つを含めた「やりとりする」明確な行動が示される必要がある。

38. 言語・非言語メッセージの理解

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① 日常に関する簡単な言葉（話し言葉、書き言葉、ジェスチャー、シンボル、サインなど）と／または非言語メッセージ（写真、絵など）を理解する
- ② 主語と述語を含む2語以上で構成される文を理解する
- ③ 主語と述語と修飾語を含む3語以上で構成される文を理解する

- (3) 日常的に①～③のすべての能力を用いている
- (2) 日常的に①～③のうち、2つの能力を用いている
- (1) 日常的に①～③のうち、1つの能力を用いている
- (0) 日常的に①～③のすべての能力を用いていない

※①では、自分や親しい人の名前、馴染みのある物の名称など、理解できる言語と／または非言語メッセージが2つ以上ある必要がある。

※②では、主語の状態、主語が起こす動作、主語が受ける行為などを含む2語以上で構成される文の理解が示される必要がある。

39. 要求の表出

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、(3)～(0)に示されている内容からあてはまるものを1つ選んで採点して下さい。

- ① 様々な要求（痛み、不快感、困っていることなどの問題を含む）があると、泣く、声を出す、身体を動かすなどの明確な行動を示す（要求や問題は特定しにくいかもしれない）
- ② 様々な要求があると、明確な行動を示し、慣れ親しんだ人であれば、その要求や問題を特定することができる
- ③ 様々な要求があると、その要求や問題を特定して伝える

- (3) 要求があるとき、③で示された能力を用いることが最も多い
- (2) 要求があるとき、②で示された能力を用いることが最も多い
- (1) 要求があるとき、①で示された能力を用いることが最も多い
- (0) 要求があっても、表出できないことが最も多い（要求の有無を把握するために他者が注意を払っておくことが最も多い）

※③ができていれば、②①の能力は満たしているものとみなし、②ができていれば①の能力は満たしているものとみなして○をつける。

40. 言語・非言語メッセージの表出

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① 言葉（話し言葉、書き言葉、ジェスチャー、シンボル、サインなど）と／または非言語メッセージ（写真、絵など）を用いて、人や物の名称を伝える
- ② 主語と述語を含む2語以上で構成される文を伝える
- ③ 主語と述語と修飾語を含む3語以上で構成される文を伝える

- (3) 日常的に①～③のすべての能力を用いている
- (2) 日常的に①～③のうち、2つの能力を用いている
- (1) 日常的に①～③のうち、1つの能力を用いている
- (0) 日常的に①～③の能力を用いていない

※AAC（拡大代替コミュニケーション）を用いてもよい。

※①では、自分や親しい人の名前、馴染みのある物の名称など、伝えられる言語と／または非言語メッセージが2つ以上ある必要がある。

※②では、主語の状態、主語が起こす動作、主語が受ける行為などを含む2語以上で構成される文を伝える能力が示される必要がある。

C. 日常生活活動動作

41. 移乗動作

次の①～④のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① 移乗動作において、少しでも有意義な動作を行う
- ② 移乗動作において、部分的に動作を行う
- ③ ベッド（または台）からいすへの移乗動作において、動作の半分以上をひとりで行う
- ④ 床からいすへの移乗動作において、動作の半分以上をひとりで行う

- (3) 日常的に①～④のうち、3つ以上を行っている
- (2) 日常的に①～④のうち、2つを行っている
- (1) 日常的に①～④のうち、1つを行っている
- (0) 日常的に①～④のすべて行っていない

※いすの配置や手すりの設定などの準備は移乗動作に含めない。

※①では、移乗動作のために起き上がろうとしたり、お尻をずらしたりするなどの有意義な動作が少しでもできればよい。

※②では、起き上がる、手すりを持って立つなど動作の一部をひとりで行う必要がある。

※③④では、部分的な介助や見守りがあっても動作の半分以上をひとりで行う必要がある（介助量は50%未満である）。

42. 室内および室間の移動

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① ある場所から他の場所へ1m以上動く
- ② 室内で3m以上移動する
- ③ 部屋から部屋へ移動する（3m以上）

- (3) 日常的に①～③のすべてを行っている
- (2) 日常的に①～③のうち、2つを行っている
- (1) 日常的に①～③のうち、1つを行っている
- (0) 日常的に①～③のすべて行っていない

※①～③において、移動手段の種類は問わない。

43. 食事動作

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① スプーンや箸などの道具や手を使って少しでも食べる
- ② 飲料容器から少しでも飲む

③ 食事動作において、動作の半分以上をひとりで行う

- (3) 日常的に①～③のすべてを行っている
- (2) 日常的に①～③のうち、2つを行っている
- (1) 日常的に①～③のうち、1つを行っている
- (0) 日常的に①～③のすべて行っていない

※食材の手元調整や配膳、食器の位置の設定などの準備は食事動作に含めない。

※①および②では、ひとりで少しでも飲食できればよい。

※③では、食事に出された半分以上の量をひとりで飲食する必要がある。

44. 更衣動作

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① 更衣動作の介助において、困難なく上下肢を動かす
- ② 更衣動作において、少しでも有意義な上下肢の動作を行う
- ③ 上衣の更衣の際に、座位姿勢を保持する

- (3) 日常的に①～③のすべてを行っている
- (2) 日常的に①～③のうち、2つを行っている
- (1) 日常的に①～③のうち、1つを行っている
- (0) 日常的に①～③のすべて行っていない

※①では、上下肢の筋緊張の亢進や関節可動域制限、本人の抵抗などにより介助の困難をきたすことなく、介助者が本人の上下肢を動かせればよい。

※②では、シャツの袖から腕を抜く、ズボンをあげるために臀部を浮かすなど、少しでも有意義な動作が行えればよい。

※③では、上衣の更衣の際に座位姿勢を保持するために、車いすなどの姿勢保持具を用いてもよい。

45. 排泄管理

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① おむつや下着が汚れたときに事後に伝える
- ② 尿意や便意があるときに事前に伝える
- ③ 尿意や便意があるときにトイレに行くまで我慢する

- (3) 日常的に排泄はトイレで行い、おむつや下着を汚すことはない
- (2) おむつや下着を汚すことはあるが、日常的にトイレでも排泄している

- (1) トイレでは排泄しないが、おむつや下着が汚れたときに他者に伝えようとする等、日常的に排泄管理において有意義な行動がみられる
- (0) トイレでは排泄せず、おむつや下着が汚れたときに他者に伝えようとする等の有意義な行動もみられない

※①では、不快感や落ち着きのなさを示し、言葉でなくとも、他者に伝えようとする様子が見られればよい

※②では、尿意や便意があるときに事前に伝えるがトイレまで我慢できずおむつや下着を汚してしまうことがあるかもしれない。

※日常的に（1日に1回以上の頻度で）、トイレで排泄していれば、(3) または (2) が採点される。介助者の管理による時間排泄でもトイレで排泄できていればよい。

※ (1) では、不快感や落ち着きのなさを示し、言葉でなくとも、他者に伝えようとする様子が見られていれば得点が得られる

※ストマや導尿による全面的な管理の場合は (0) となる。

46. 入浴

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① 洗体動作の介助において、困難なく介助に応じる
- ② 浴槽内で介助者の補助なく姿勢を保持できる
- ③ 入浴動作全般において呼吸の補助を必要としない

(3) 日常的に①～③のすべてを行っている

(2) 日常的に①～③のうち、2つを行っている

(1) 日常的に①～③のうち、1つを行っている

(0) 日常的に①～③のすべて行っていない

※

D. 日常生活活動に関連すること

47. 時間の概念

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① 夕食の後に入浴するなど、一日の生活の流れをおおまかに認識する
- ② 夕方には好きなテレビ番組があるなど、特定の時間帯と活動や出来事を結びつける
- ③ 予定を気にかけて時計をみたり、時間を尋ねたりする

(3) 日常的に①～③のすべての能力を用いている

(2) 日常的に①～③のうち、2つの能力を用いている

(1) 日常的に①～③のうち、1つの能力を用いている

(0) 日常的に①～③の能力を用いていない

※①では、食事の後に歯磨きをすることや入浴の後にパジャマに着替える等、生活上のできごとの流れを認識している能力が示されればよい。

※②では、夕方には好きなテレビ番組がある等、特定の時間帯と活動や出来事を結びつけられる能力が示されればよい。

※③では、1時間単位の時計の理解ができる能力が示される必要がある。

48. 安全性

次の①～③のうち、「あてはまる」ことすべてに○をつけてください。また、(3)～(0)に示されている内容からあてはまるものを1つ選んで採点して下さい。

- ① 自身に害を及ぼす可能性のある行動に対して身体を制限する必要なく、安全に過ごしている
- ② 他者／ものに害を及ぼす可能性のある行動に対して身体を制限する必要なく、安全に過ごしている
- ③ 自身または他者／ものに害を及ぼす可能性のある行動に対して周辺環境の整備や見守りを必要とせず、安全に過ごしている

(3) ①～③のすべてに○がついている

(2) ①～③のうち、2つに○がついている

(1) ①～③のうち、1つに○がついている

(0) ①～③のすべてに○がついていない

※ここで言う「安全に過ごす」とは、転倒の危険があるにもかかわらずひとりで立ち上がったり移乗したりすることや、食べ物でないものを口に入れてしまうこと、自傷など、自らの行動によって加療を必要とするような事故に結びつく危険性なく、過ごすことである。

※「運動行動を制限するような物的環境整備」とは、安全に過ごすために特別な部屋や場所を用意するなどの広範な物的環境整備や姿勢保持具での設定などである。

※「身の回りの物的環境整備」とは、口に入る小さなものやハサミなどをそばに置かない、怪我しないように柱や床に緩衝材を取り付けるなどの物的環境整備である。

※「人からの支援」とは、見守り、介助、声掛けを含むから身体的あるいは心情的な支援である。動脈血酸素飽和度のモニタリングや発作の見守りなどの健康管理のための支援は含まないが、カニューレやチューブの事故除去などの事故予防のための支援は含む。

Part IV : 生産的活動場面への参加

※このパートでは、生産的活動場面への参加について評価します。

※「生産的活動」とは、「目的や楽しみのある活動であり、障害のある人々が、ただ生存するだけでなく、生命や生活に尊厳や意味を与えるものでなければならない（NCMRR, 1993）」とされています。生産的活動の場には、家庭や学校、施設、コミュニティ等があり、その内容には、仕事（報酬を伴う仕事と報酬を伴わない仕事）、教育、レクリエーション等が含まれます。また、家族、親族、友人、知人、仲間、同僚、隣人、コミュニティの人々、教育の専門家、福祉の専門家、保健の専門家、よく知らない人等、様々な人との社会的な関わりが含まれます。

※ICFでは、「参加」とは「生活・人生場面への関わりのことである」と定義されています。

A. 生活空間の多様性

49. 住まいの場における生活空間の多様性

- (3) 住まいの場において、日常的に一定の時間を過ごす空間が3つ以上ある
- (2) 住まいの場において、日常的に一定の時間を過ごす空間が2つある
- (1) 住まいの場において、日常的に一定の時間を過ごす空間がベッドまたは布団以外に1つある
- (0) 住まいの場において、日常的に過ごす空間はベッドまたは布団の上に限られている

※「住まいの場」とは、その人が寝食などの日常生活を営む家屋や入所施設での生活空間とする。

※「日常的」とは、ここでは1日に1回以上の頻度とする。

※「一定の時間」とは、夜間睡眠時や食事時、余暇活動時、休息時などの生活上で区切られた時間帯とする。

※「過ごす空間」の区別は一般的な寝室、リビング、ダイニング、キッチン、トイレ、浴室、洋室、和室、ベランダといった区分に準ずる。同室であっても機能的に分かれていれば（例えばリビングとダイニング）、別の空間として考える。

※(1)が得点されるには、ベッドまたは布団の上以外に過ごす空間が1つあることが基準となるが、座位保持装置などを使用してベッドまたは布団のある部屋と同室で過ごしている場合でも得点される。

50. 姿勢の多様性

- (3) 普段の生活において、日常的に一定の時間を過ごす姿勢が3種類以上あり、座位と立位を含む
- (2) 普段の生活において、日常的に一定の時間を過ごす姿勢が3種類以上あり、座位または立位を含む
- (1) 普段の生活において、日常的に一定の時間を過ごす姿勢が3種類以上ある
- (0) 普段の生活において、日常的に一定の時間を過ごす姿勢が3種類未満に限られている

※「普段の生活」とは、抗生剤による加療を必要とする急性の感染症やそれに伴う発熱等により健康状態が損なわれていない状態にあり、かつ、日常的に過ごす場所での生活とする。

※姿勢の種類は、「背臥位／仰臥位」、「腹臥位」「右側臥位」「左側臥位」「座位」「立位」とする。

※座位保持装置などの補装具の使用を含んでよい。ただし、同種類の姿勢で2パターンの姿勢をとったとしても2種類とは数えず、1種類と数える（例えば、後ろもたれの座位と前もたれの座位の2パターンの座位をとったとしても、「座位」として1種類と数える）。

※上記に限らず、ベッドやトイレ場面での立位移乗の機会、歩行器での歩行の機会があれば、「立位」を日常的に一定の時間を過ごしている姿勢としてみなす。

51. 外出の機会

- (3) 散歩やショッピング、旅行など、余暇活動として外出する機会が週1回以上ある
- (2) 散歩やショッピング、旅行など、余暇活動として外出する機会が月1回以上ある
- (1) 散歩やショッピング、旅行など、余暇活動として外出する機会が4ヶ月に1回以上ある
- (0) 散歩やショッピング、旅行など、余暇活動として外出する機会は4ヶ月に1回未満である

※通院・通学・通所などへの外出／移動ではなく、余暇活動として、散歩や、商業・娯楽・文化・運動・宿泊・観光などの施設（レス

トラン／ショッピングセンター／映画館／美術館／スポーツセンター／水族館／テーマパーク／カラオケ／図書館／ホテル／民宿など）に出かける頻度を採点の基準とする。

52. 施設の利用

- (3) 商業・娯楽・文化・運動・宿泊・観光などの施設を利用する機会が週1回以上ある
- (2) 商業・娯楽・文化・運動・宿泊・観光などの施設を利用する機会が月1回以上ある
- (1) 商業・娯楽・文化・運動・宿泊・観光などの施設を利用する機会が4ヶ月に1回以上ある
- (0) 商業・娯楽・文化・運動・宿泊・観光などの施設を利用する機会は4ヶ月に1回未満である

※住まいの場（寝食などの日常生活を営む家屋や入所施設）と通院・通学・通所の施設を除く。

※商業・娯楽・文化・運動・宿泊・観光などの施設とは、レストラン・ショッピングセンター・公園や図書館などのコミュニティ施設・映画館・劇場・コンサートホール・美術館・スポーツセンター・水族館・テーマパーク・カラオケ・ホテル・民宿などの施設である。

53. 自然環境の影響

- (3) 自然環境にある気温・空気・日光・音に対して、特別な対処を必要としない
- (2) 自然環境にある気温・空気・日光・音の内、1つの自然環境に対して特別な対処が必要である
- (1) 自然環境にある気温・空気・日光・音の内、2つの自然環境に対して特別な対処が必要である
- (0) 自然環境にある気温・空気・日光・音の内、3つ以上の自然環境に対して特別な対処が必要である

※「特別な対処を必要とする」とは、体温調節が困難なため季節に応じた衣服等による調整だけでは不十分でアイス枕や電気毛布を必要とすることや、易感染性のために一般的に行われている感染予防対策だけでは不十分で感染症が流行する季節の外出制限を必要とすることや（新型コロナウイルス等の流行で世間一般にも外出が制限されている状況の場合であっても「特別な対処が必要」と判断する）、色素性乾皮症による日光過敏症状などの理由で日光に曝露されないような対処を必要とすることや、聴覚過敏などの理由でイヤーマフラーや生活空間の制限を必要とすることである。この項目では、参加に対する自然環境の影響を評価する。

B. 生産的活動場面への参加の頻度と時間

54. 生産的活動場面への参加の頻度

- (3) 普段の生活において、生産的活動場面に週5日以上参加している
- (2) 普段の生活において、生産的活動場面に週3日以上参加している
- (1) 普段の生活において、生産的活動場面に週1日以上参加している
- (0) 普段の生活において、生産的活動場面への参加は週1日未満である

※「生産的活動」とは、目的や楽しみのある活動であり、生命や生活に尊厳や意味を与えるものでなければならない。

※「生産的活動場面」には、児童発達支援センター／事業所・保育所・幼稚園・学校などでの教育の場面、仕事の場面（報酬を伴う仕事・報酬を伴わない仕事の両方を含む）、遊び・スポーツ・芸術と文化・工芸・趣味・社交などのレクリエーションやレジャーの場面がある。

※通常、生産的活動場面は「住まいの場」とは区別された別の場にあるが、「住まいの場」で行われる訪問教育や、リモートでの仕事や社交などの様々な活動も生産的活動場面に含まれる。

※また、「生産的活動場面に参加」している基準として、他者との直接的あるいは間接的な関わりがあるか、ないかで判断される。間接的な人との関わりとして、例えば、仕事において生産されたものやことが他者にとって有益なものとなり、自身にとって報酬や賞賛となるといった関わりや、教育・レクリエーションやレジャーにおいて同僚と直接的なやりとりはないものの、同じことをしたり、同じ時間を過ごしたりしているといった関わりが挙げられる。

※ここでの採点基準として、日常生活活動（ADL）遂行時以外での時間で、教育・仕事・レクリエーションやレジャーを主な目的として位置づけられた時間と内容が保障されていたかどうかで判断する（通常は事前に予定されているものである）。例えば、昼食時の会話や、通りすがりに声をかけてやりとりしただけでは、ここでは社交としての採点基準は満たさない。

55. 生産的活動場面への参加の時間

- (3) 普段の生活において、生産的活動場面に週 25 時間以上参加している
- (2) 普段の生活において、生産的活動場面に週 15 回以上参加している
- (1) 普段の生活において、生産的活動場面に週 5 時間以上参加している
- (0) 普段の生活において、生産的活動場面への参加は週 5 時間未満である

※前項目と同様の採点基準。

C. 静的活動への参加

※「静的活動」には、みる・きく・味わう・触る・肌で感じる（皮膚で感じる）・嗅ぐ・その他の感覚を感じるといった感覚を経験することを主な目的とした活動や、主にその感覚を用いて行う活動（遊び・ゲーム／パソコン・趣味・芸術・工芸・演奏・歌を歌うといった活動）が含まれる。また、「静的活動」は、身体運動によらない静的活動（テレビをみる、音楽をきくなど）と身体運動による静的活動（おもちゃで遊ぶ、パソコンを操作する、絵を描く、歌を歌うなど）に分けられる。静的活動がどちらの分類になるかは、その活動の目的による。ただし、同じ活動の内容に関して 2 つの項目で評価することはできず、主な目的とする 1 つの項目のみで評価する。

56. テレビ・映画・動画・本をみる、音楽・歌をきくなどの身体運動を伴わない静的活動

- (3) テレビ・映画・動画・本をみたり、音楽・歌をきいたりするなどの身体運動を伴わない静的活動の機会が週 5 回以上ある
- (2) テレビ・映画・動画・本をみたり、音楽・歌をきいたりするなどの身体運動を伴わない静的活動の機会が週 3 回以上ある
- (1) テレビ・映画・動画・本をみたり、音楽・歌をきいたりするなどの身体運動を伴わない静的活動の機会が週 1 回以上ある
- (0) テレビ・映画・動画・本をみたり、音楽・歌をきいたりするなどの身体運動を伴わない静的活動の機会は週 1 回未満である

57. 遊び・ゲーム／パソコン・趣味・芸術・工芸・演奏・歌を歌うなどの身体運動を伴う静的活動

- (3) 遊んだり、ゲーム／パソコンをしたり、趣味・芸術・工芸に携わったり、楽器を演奏したり、歌を歌ったりするなどの身体運動を伴う静的活動の機会が週3回以上ある
- (2) 遊んだり、ゲーム／パソコンをしたり、趣味・芸術・工芸に携わったり、楽器を演奏したり、歌を歌ったりするなどの身体運動を伴う静的活動の機会が週1回以上ある
- (1) 遊んだり、ゲーム／パソコンをしたり、趣味・芸術・工芸に携わったり、楽器を演奏したり、歌を歌ったりするなどの身体運動を伴う静的活動の機会が月2回以上ある
- (0) 遊んだり、ゲーム／パソコンをしたり、趣味・芸術・工芸に携わったり、楽器を演奏したり、歌を歌ったりするなどの身体運動を伴う静的活動の機会は月2回未満である

D. 動的活動

※「動的活動」には、揺れる・動かされる感覚を経験することを主な目的とした活動や、自ら動く活動(電動移動機器を運転する・スポーツ・アスレチックなど)が含まれる。また、「動的活動」は、動かされる動的活動(ブランコ・トランポリン・プールなど)と自らの動きによる動的活動(電動機動機器の運転、ボッチャなど)に分けられる。動的活動がどちらの分類になるかは、その活動の目的による。ただし、同じ活動の内容に関して2つの項目で評価することはできず、主な目的とする1つの項目のみで評価する。

58. ブランコ・トランポリン・スクーターボード・プールなどで動かされる動的活動

- (3) ブランコ・トランポリン・スクーターボード・プールなどで動かされる動的活動の機会が週3回以上ある
- (2) ブランコ・トランポリン・スクーターボード・プールなどで動かされる動的活動の機会が週1回以上ある
- (1) ブランコ・トランポリン・スクーターボード・プールなどで動かされる動的活動の機会が月2回以上ある
- (0) ブランコ・トランポリン・スクーターボード・プールなどで動かされる動的活動の機会は月2回未満である

59. 電動移動機器・ボッチャ・ボーリング・プールなどで自ら動く動的活動

- (3) 電動移動機器・ボッチャ・ボーリング・プールなどで自ら動く動的活動の機会が週3回以上ある
- (2) 電動移動機器・ボッチャ・ボーリング・プールなどで自ら動く動的活動の機会が週1回以上ある
- (1) 電動移動機器・ボッチャ・ボーリング・プールなどで自ら動く動的活動の機会が月2回以上ある
- (0) 電動移動機器・ボッチャ・ボーリング・プールなどで自ら動く動的活動の機会は月2回未満である

E. 人との関わり

60. 家族との団欒や通信

- (3) 家族との団欒や通信する機会が週1回以上ある
- (2) 家族との団欒や通信する機会が月1回以上ある
- (1) 家族との団欒や通信する機会が4ヶ月に1回以上ある
- (0) 家族との団欒や通信する機会は4ヶ月に1回未満である

※一緒に食事をすることや食後テレビを一緒に見ること、面会で会うことなど、家族の誰かと集まって、なごやかに楽しむ機会がどれくらいの頻度あるかを評価する。

※電話・メール・テレビ電話などを用いたりリモートでの通信を含む。

61. 社交

- (3) 友人・知人・仲間・同僚・隣人・コミュニティの人々などとの交流の機会が週1回以上ある
- (2) 友人・知人・仲間・同僚・隣人・コミュニティの人々などとの交流の機会が月1回以上ある
- (1) 友人・知人・仲間・同僚・隣人・コミュニティの人々などとの交流の機会が4ヶ月に1回以上ある
- (0) 友人・知人・仲間・同僚・隣人・コミュニティの人々などとの交流の機会は4ヶ月に1回未満である

※家族や親族および関わりのある教育・福祉・保健の専門職以外の友人・知人・仲間・同僚・隣人・コミュニティの人々など、親族関係やサービス受給提供の関係にない人々を対象とする。

※電話・メール・テレビ電話などを用いたりリモートでの通信を含む。

※交流の基準として、他者との直接的な関わりややりとりがあるか、ないかで判断される。

62. 様々な人との関わり

- (3) この1週間で、①家族や親族、②友人・知人・仲間・同僚、③隣人・コミュニティの人々、④教育・福祉・保健の専門職、⑤よく知らない人の内、①～⑤の4つ以上の人との関わりがあった
- (2) この1週間で、①家族や親族、②友人・知人・仲間・同僚、③隣人・コミュニティの人々、④教育・福祉・保健の専門職、⑤よく知らない人の内、①～⑤の3つの人との関わりがあった
- (1) この1週間で、①家族や親族、②友人・知人・仲間・同僚、③隣人・コミュニティの人々、④教育・福祉・保健の専門職、⑤よく知らない人の内、①～⑤の2つの人との関わりがあった
- (0) この1週間で、①家族や親族、②友人・知人・仲間・同僚、③隣人・コミュニティの人々、④教育・福祉・保健の専門職、⑤よく知らない人の内、関わりがあったのは2つ未満である

63. コミュニケーション手段

- (3) 人との交流において、①言語手段（会話、または、言語表出を補助する装置や用具等）、②非言語手段（ジェスチャー、シンボル、サイン、写真、発声、視線、表情等）、③通信手段（手紙、電話、インターネット等）の内、①～③すべての表出手段が使える。
- (2) 人との交流において、①言語手段（会話、または、言語表出を補助する装置や用具等）、②非言語手段（ジェスチャー、シンボル、サイン、写真、発声、視線、表情等）、③通信手段（手紙、電話、インターネット等）の内、①～③の2つの表出手段が使える。
- (1) 人との交流において、①言語手段（会話、または、言語表出を補助する装置や用具等）、②非言語手段（ジェスチャー、シンボル、サイン、写真、発声、視線、表情等）、③通信手段（手紙、電話、インターネット等）の内、①～③の1つの表出手段が使える。
- (0) 人との交流において、①言語手段（会話、または、言語表出を補助する装置や用具等）、②非言語手段（ジェスチャー、シンボル、サイン、写真、発声、視線、表情等）、③通信手段（手紙、電話、インターネット等）の内、①～③の1つの表出手段が使える。

64. 意思決定

- (3) 生産的活動における意思決定は主に自身の表出による
- (2) 生産的活動における意思決定に自身が表出するが家族の意見または専門職チームによる支援が必要である
- (1) 生産的活動における意思決定は主に家族または専門職チームの意見による
- (0) 生産的活動における意思決定の機会がほとんどない

※「生産的活動」とは、「目的や楽しみのある活動であり、障害のある人々が、ただ生存するだけでなく、生命や生活に尊厳や意味を与えるものでなければならない（NCMRR, 1993）」